仕　様　書

１．概　要

(1)件名

下松市の公共施設（13契約）で使用する再生可能エネルギー由来電力供給業務（高圧）

(2)需要場所

別紙に掲げる施設及びこれに附属する施設

２．仕　様

(1)需要場所の予定使用電力量等

別紙のとおり

(2)受給期間

令和9年4月1日以後の最初の検針日の0:00から令和10年4月1日以後の最初の検針日の前日の24:00まで

(3)需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般送配電事業者の開閉所内の電源側接続地点

(4)電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(5)保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(6)供給条件

次のア、イ及びウの条件を満たすこと。

ア　供給電力は再生可能エネルギー由来の環境価値証書※を付与した電力とする。 ※FIT非化石証書、非FIT非化石証書（再エネ指定有）、グリーン電力証書等

イ　供給電力のメニューごとの調整後排出係数※は0.000000ｔ－CO_2／ｋＷｈとすること。※温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表する調整後排出係数を指す。

ウ　供給条件を遵守していることを示す書類（任意様式）を提出すること。なお、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表している最新の登録メニューである場合、提出は不要とする。

エ　ウにおける提出期日は、契約締結前に甲乙協議により定めるものとする。

(7)供給の方法

対象施設で使用する電気を需要に応じて全量供給するものとする。

(8)検針日及び計量日

ア　検針は各月ごとに、一般送配電事業者が定めた日（検針区域に応じて一般送配電事業者があらかじめ定めた毎月一定の日及び休日等を考慮して定めた日）に原則として実施するものとする。

イ　計量は、計量装置により記録された値によるものとする。なお、電力使用量の単位は、１kWhとし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入する。

３．電気料金の算定方法等

(1)電気料金の算定方法

電気料金の算定は、次のア又はイに掲げる契約の区分に応じ、当該ア又はイに定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

ア　単価固定型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-6を合計して得た金額とする。

①-1　基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2　電力量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3　燃料費調整額及び市場価格調整額

各月の燃料費調整額または市場価格調整額は当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が公表する電気需給約款の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に算定諸元の変更は認めないものとする。なお、燃料費調整額または市場価格調整額を請求しない場合、本項目は除外とする。いずれの場合も、当該地域を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価が発生する場合は、電力量料金に含めるものとする。

①-4　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。 なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては

燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

①-5　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-6　国の施策

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

②　単価の単位

単価は小数点以下第２位までの価格とする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

イ　市場連動型契約

①　電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-5を合計して得た金額とする。

①-1　基本料金

契約期間中は月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が特定規模需要について定める標準的な供給条件（以下「標準供給条件」という。）に準じて、力率による割増・割引を適用するものとする。

①-2　従量料金

契約期間中は月ごとに電力量料金単価を定め、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送料金単価、損失率を考慮し、JEPXエリアプライス、スポット取引手数料を加えた額に、月ごとに当該契約に係る施設の同日同時刻帯の３０分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①-3　容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。

①-4　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年

法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-5　国の施策

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

②　単価の単位

単価は小数点以下第２位までの価格とする。

③　消費税の取扱い

単価、賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。なお、消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、新たな消費税率に基づいて金額を算出すること。

(2)電気使用量等の確認

需給契約開始後、電気使用量、30分デマンド値が確認できるWEBページの提供及び、WEBページへアクセスするためのID、パスワードを発行すること。また、契約期間終了後、供給施設毎の供給期間における30分デマンド値データをエクセル形式にて提供すること。

(3)電気料金の請求

電気料金の請求は、次のアからエまでに掲げるところにより行うものとする。

ア　受注者は、発注者が指定した分類でまとめた請求書と、施設ごとの利用明細を作成するものとする。

イ　受注者は、毎月の請求額を確定したときは、請求の対象となる施設に係る契約を所管する部署（課又は係単位を含む。）に対し、電子媒体によりその旨を通知するとともに、電子メールに添付する方法、又は発注者が専用のウェブサイトから請求書をダウンロードする方法のいずれかにより、請求書及び利用明細を交付するものとする。

ウ　請求書は押印すること。ただし、押印がない場合は担当者名及び連絡先(電話番号)を記載すること。

エ　国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

４．入札金額算出方法

(1)単価固定型契約

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②電力量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価（円/kWまたは円/kWh）を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧力率は100%とする

(2) 単価変動型（市場連動）契約

①基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

②従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。

③環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

④JEPXエリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

⑤容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

⑥託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更がb一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

⑦入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

⑧力率は100%とする。

５．入札者及び受注者の留意事項

(1)供給実績、債務超過等

受注者は、次のア及びイに掲げる事項を満たすものとする。この場合において、受注者のみ、需給契約時までにそれらを証する資料を提出すること。

ア　省庁、広域自治体、又は基礎自治体の供給実績を有していること（省庁、広域自治体、基礎自治体いずれかの供給実績名、供給期間実績、契約件名を任意様式により見積書提出時までに提出すること。）。

イ　オークション開始日から起算して、直近１年以内で債務超過、これまでに会社更生法の適用となっていないこと。

(2)入札参加資格の登録について

下松市技術監理課が受け付ける、令和 9・10 年度の競争入札参加資格審査申請手続を行い、受給開始までに「物品製造等」の区分に登録が完了していること。

(3)検針機器等

契約の締結に伴い、電力量等の検針に必要な機器の準備、交換工事等について調整が必要となる場合は、受注者において当該調整を行うものとする。

(4)緊急時の連絡体制

受注者は、災害、事故等が発生した場合において、発注者が指定する連絡先への指示、連絡等が迅速に行える連絡体制を確立するものとする。

(5)使用電力

発注者の都合により、契約期間中に実際に使用される電力は、予定契約電力及び予定使用電力を上回り、又は下回ることができるものとする。

(6)重要事項

受注者は、次のアからカに掲げる事項について留意しなければならない。

ア　該当地域の一般送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価等の見直し、もしくは制度改正より契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ　アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ　受注者は、省庁、広域自治体又は基礎自治体のいずれかに対し、電力供給実績を有すること。また、当該電力供給実績については、供給先名称及び契約件名、供給期間を記載した書類を、見積書提出時に併せて任意様式により提出するものとする。

エ　受注者は、直近１年以内に債務超過の状態にないこと、またこれまでに会社更生法の適用を受けていないこと。

オ　受注者は直近１年以内に、電力・ガス取引監視等委員会から、業務改善勧告を受けていないこと。

カ　受注を予定する者については、直近の競争入札参加資格登録を行うこと。

(7)取次店

電気事業法第２条の２の登録を受けた小売電気事業者が取次として入札等に参加する場合は、提示した競争価格での供給について最終的な責任を負うこと。

(8)支払方法

支払方法は、受注者が指定する口座に発注者が振り込むこととする。

(9)契約解除

発注者は、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、その事由を受注者に通知することにより契約を解除することができる。また、本規定により契約が解除された場合、受注者は、その損害額を発注者に支払うこと。なお、この場合、受注者は発注者にその損失の補償を請求することはできない。

ア　発注者が受注者の選定過程又は契約期間中において、受注者の不正の事実を知ったとき。

イ　天災等、受注者の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に契約を履行しないとき。

ウ　受注者が故意又は重大な過失により発注者に損害を与えたとき。

エ　受注者が暴力団等（下松市暴力団排除条例(平成23年下松市条例第16号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当すると認められるとき。

オ　急激な市場価格高騰が発生した場合、需要家より契約期間中の中途解約を可能とすること。ただし需要家からの予告は1ヵ月前に行うことを条件とする。

(10)その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整又はこの仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者の標準供給条件を基準として、発注者及び受注者で協議して別途定める。

以　上